公益社団法人那覇市シルバー人材センター

配分金規約

（目的）

第1条　この規約は、公益社団法人那覇市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う配分金（包括的契約においては「会員業務委託料」。以下同じ。）に関する事項を定めるものである。

（支払方法）

第2条　センターは、就業した会員に対するその配分金を、現金で直接、又はセンターの指定する金融機関振込みでその全額を支払うものとする。ただし、センターと会員との間の合意によって配分金の一部を控除して支払うことができる。

（約束の日の支払い原則）

第3条　センターは、会員が就業した場合に、その配分金を約束の期日に支払うものとする。

（社会的相当配分の原則）

第4条　仕事の受注に際し、会員の就業に対する配分金相当額を見積もる場合には、沖縄県における最低賃金等を尊重し、社会的に相当な内容のものとする。

（配分金見積基準）

第5条　会員の就業に対する配分金の見積基準は、別表のとおりとする。

付　則

1　この規約は、昭和57年4月22日から施行する。

2　この規約の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

付　則

この規約は、昭和61年6月1日から施行する。

付　則

この規約は、昭和63年6月1日から施行する。

付　則

この規約は、平成4年4月28日から施行し、平成4年5月1日から適用する。

付　則

この規約は、平成10年4月1日から施行する。

付　則

この規約は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付　則

この規約は、平成25年11月29日から施行する。なお、施行日以前において金融機関振込みで支払いを受けた配分金については、改正後の公益社団法人那覇市シルバー人材センター配分金規約により支払われたものとみなす。

付　則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

付　則

この規約は、平成 29 年 11 月 30 日から施行する。（別表：配分金基準表基準額）

付　則

この規約は、令和元年9月25日から施行し、令和元年10月1日から適用する。（別表：配分金基準表基準額）

付　則

1　この規約は令和6年10月28日から施行し、改正後の公益社団法人那覇市シルバー人材センター配分金規約の規定は令和6年10月1日から適用する。（別表：配分金基準表基準額）

2　令和 6 年 10 月 1 日の前に締結された定款第 4 条第 1 号に掲げる事業の契約に係る配分金については、なお従前の例による。

付　則

この規約は令和 6 年 12 月 23 日から施行し、改正後の公益社団法人那覇市シルバー人材センター配分金規約の規定は令和 6 年 10 月 1 日から適用する。

付　則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

付　則

1　この規約は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

2　令和 7 年 12 月 1 日の前に締結された定款第 4 条第 1 号に掲げる事業の契約に係る配分金については、なお従前の例による。

（別表）

配分金見積基準表　　（単位：円）

職群	職種	基準額（配分金）
1　専門技術	各種教育指導、車両運転、経理事務、決算事務等	6,480～
2　事務整理	(1) 一般事務、受付事務、伝票整理等、書類整理等 (2) 宛名書きボールペン　1 枚 (3) 宛名書き毛筆　1 枚 (4) 表彰状等、賞状用紙　100 字まで （上記 100 字以上 10 字当たり 220 円追加）	(1) 6,138～ (2) 300～ (3) 300～ (4) 3,380～
3　管理群	駐車場、建物	6,138～
4　折衝外交	店番、配布、梱包等	6,138～
5　技能	(1) 大工、左官、塗装、植木剪定、配管、造園、タイル張り等 ※上記技能補助（手伝い） (2) 障子張り（ワーロン）1 枚 (3) 襖張り　（片面）　1 枚 (4)　〃　（両面）　1 枚	(1) 8,200～ ※ 5,376～ (2) 1,650 (3) 1,650 (4) 2,200
6　軽作業	屋外清掃、除草（手刈り、機械）、屋内清掃、雑役、組立て、引っ越し手伝い、植木の伐採、荷作り、農作業等	6,138～
7　サービス	高齢者介護、病人介護、通院付添い、家事援助、家庭内清掃、留守番、子守、話し相手、病弱者看護、事務所及び店舗内清掃、園児送迎等	6,138～